

平成 17 年 11 月 14 日

東京都知事

石原 慎太郎 様

(社)農林水産先端技術産業振興センター(STAFF)

理事長 岩元 睦夫

「都内での遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針(案)」についての意見

(社)農林水産先端技術産業振興センターは、産学官の連携と広範な業際的交流を通じ、農林水産・食品分野におけるバイオテクノロジー等先端技術の研究開発と産業化の促進に係る事業を総合的に促進することを目的に設立され、現在、153の企業、公共団体等を会員とする社団法人です。

今般、東京都におかれては「都内での遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針」を策定することとされ、対応指針案につき、広く意見募集を進めておられるところですが、これにつき、私どもの思うところ、懸念するところを含め、提言させて頂きたく存じます。

1. 遺伝子組換え技術は、21世紀における基幹的な技術として、環境・医療・生活など、あらゆる方面で既に活用されており、先進諸国の間では、激しい技術開発競争を展開している状況にあります。

我が国においても、内閣府の「バイオテクノロジー戦略会議」の答申で「バイオテクノロジーは世界を一変させると我々は確信している。今、日本は何をなすべきか。」とのメッセージが提示され、

健康と長寿の達成(よりよく生きる)

食料の安全性と機能性の向上(よりよく食べる)

持続可能な快適社会の実現(よりよく暮らす)

B T 分野において、世界に貢献する日本

我が国産業の国際競争力の向上と新産業の創出

を目指したバイオテクノロジー戦略が展開されているところであります。

これは食糧農業分野においても例外ではありません。品種改良を例にとっても、現在の交配等による改良には限界があり、遺伝子組換え技術を利用することで、生産性や不良環境適応性、さらに品質や機能性等を画期的に向上させることが可能となります。

2. 遺伝子組換え技術は比較的新しい技術であり、その発展が急速であったが故に、漠然とした不安感を持つ人々が存在することは事実です。しかしながら、漠然とした不安感があるから、それに起因する混乱が起こる可能性があるからということで、科学的な根拠と法令に従って取り組もうとするものをも、実質、実施不可能に追い込むような過剰な規制を重ねたり、過重な義務や負担を課する様なことがあってはならないと考えてお

ります。

このことに関連して、特に「４．指導方針」において、「一般ほ場での栽培をしようとする際、交雑・混入が生じた場合の措置や経済的被害への対応の考え方を栽培計画書に明記すること」、また、隔離ほ場での試験研究栽培をしようとする際、「万一、交雑・混入が生じた場合の措置や経済的被害への対応の考え方を付加した実験指針を策定すること」とされており、また、「経済的被害への対応の考え方を明示せよ」というところに、戸惑いと危惧を覚えるものであります。

特に、試験研究栽培については、本指針案では、「第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に準拠して実施することとされており、交雑・混入を回避するに十分な対策が講じられることから、さらに想定されるリスクは極めて小さく、「経済的被害への対応の考え方」を予め明示させる必要はないものと考えます。

また、一般ほ場での栽培については、将来栽培希望が出てきた場合も、そこで対象となる遺伝子組み換え作物は、何れも、既に安全性が確認されているものであり、あくまでも安全性が確認されている作物品種間での交雑・混入の問題であることをお考え頂きたいと存じます。

現状において、通常栽培されている一般の作物について、意図せずして異品種との交雑もしくは異品種の混入が発生し、それが問題とされた場合、そこに何らかの補償をすべき明確な直接的経済的被害が生じていると認識されれば、利害関係者の間で、その程度や原因等を勘案しながらケース・バイ・ケースで交渉され、処理されているものと承知しており、遺伝子組換え作物についても、同様に処理されるべきものと考えます。遺伝子組換え作物に漠然と不安感を抱かれる方々や品種・栽培方法に特段のこだわりのある方々の思いは思いとして、遺伝子組み換え作物に限って、一方的に、個別実施者に、予め、特段の「経済的被害への対応の考え方」を明示させる、もしくは誓約させる様なことには無理があるものと考えます。

なお、これに関連して、「４．指導方針」で言う「経済的被害」には風評被害は含まれ得ないことを確認しておきたいと存じます。

３．「５．都の対応（１）都の施策の方向」として、「将来に向けて遺伝子組換え作物との「共存」施策の検討」を、そして「遺伝子組換え作物に係る風評被害防止への努力」を打ち出しておられることにつきましては、私どもといたしましても、それを強く願うところであります。

４．以上、我が国が、今後、国際競争力を持ち、環境と調和を保ちつつ、食料の安定供給と農業の振興を図っていくためには、遺伝子組換え技術を含むバイオテクノロジーの研究開発と応用は不可欠であり、これをいたずらに規制するものとならないよう、今般、東京都から提示されました「都内での遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針(案)」をご検討されるに際し、この点にご配慮下さるよう、特に要請させていただきます。